

吸収合併に関する事前開示書面

令和 2 年 11 月 16 日

日比谷総合設備株式会社

吸収合併に係わる事前開示書類

会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約

別紙のとおり、令和 2 年 11 月 6 日付で、吸収合併契約書を締結しました。

2. 対価の相当性及び割当ての相当性

当社は、消滅会社である H I T エンジニアリング株式会社の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して株式の新規発行及び金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の承継に関する相当性

消滅会社である H I T エンジニアリング株式会社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 消滅会社についての事項

消滅会社である H I T エンジニアリング株式会社の最終事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）に係わる計算書類等は別添のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 存続会社についての事項

最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

令和 2 年 3 月 31 日現在、当社及び消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、下表のとおりです。

会社名	資産の額	負債の額	純資産の額
日比谷総合設備株式会社 (吸収合併存続会社)	74,266	21,730	52,536
HIT エンジニアリング株式会社 (吸収合併消滅会社)	467	254	213

いずれの会社についても、資産の額が負債の額を上回っております。また、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。よって本件吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行可能の見込みであると判断します。

令和2年11月16日

東京都港区三田三丁目5番27号

日比谷総合設備株式会社

代表取締役 黒田 長 裕



項目	金額	単位	備考
資本金	10,000,000	円	(資本金)
定款	10,000,000	円	(定款)
株主総会決議	10,000,000	円	(株主総会決議)